

豊中ロータリークラブ内規

第1 名誉会員に関する内規 (2013年7月2日改正)

- 1 会長は会長経験者であってかつ長年にわたりロータリーの奉仕活動を通じホームクラブまたは地区に多大な貢献をしたと認められる会員並びに元会員を名誉会員として推薦することが出来る。
- 2 名誉会員候補は理事会の承認により名誉会員たる地位を取得する。

第2 出席に関する内規 (1996年1月1日) 皆出席の年度計算は次のとおり決定されている。(1987年～88年度第4回理事会)

- 1 出席の一年とは欠席し翌月出席した月から数える。
- 2 理事会承認の病気等の欠席(出席免除)も欠席扱いとなり、復帰した月から数え計算する。(出席に関してはクラブ定款第10条およびクラブ細則第9条参照)

第3 慶弔に関する内規 (1976年7月20日)

2001年6月5日改定 2002年10月1日改定 2007年11月1日改定

- 1 豊中ロータリークラブ会員および会員の家族並びに会員事業場の慶弔見舞に関する原則を以下のとおり定める。また慶弔見舞金は、1万円を原則として会長・幹事の承認の下、支出する。
- 2 この規定で家族とは次の各号に掲げる者を示す。
 1. 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上これと同様の関係にあるものを含む)
 2. 一親等
- 3 次の事項に該当する場合、それぞれの基準に従い慶弔の意を表すものとする
 - (1) 会員および家族に関する事項
 - ① 誕生の場合
 - (イ) 会員の誕生日祝いはその月の第1例会で贈る。
 - (ロ) 会員夫人の誕生日祝いはその月の第1例会で贈る。
 - (ハ) 会員の実子出産祝いはその都度例会で贈る。
 - ② 結婚の場合
 - (イ) 会員の結婚祝いは、その都度例会で贈る。
 - (ロ) 会員の結婚記念日祝いは、その月の第1例会で贈る。
 - (ハ) 会員の子女の結婚祝いはその都度例会で贈る。
 - ③ 疾病の場合 会員が、疾病のときは、本人の申告のある場合に限り例会で知らせ、会長・幹事がクラブを代表して慰問し見舞いを贈る。

④ 会員死亡の場合

- (イ) 会員が死亡した時は、全会員に通知する。
- (ロ) 会長・幹事はクラブを代表して弔問し、供物を贈る。
- (ハ) 葬儀には原則として全員が参列するものとする。
- (ニ) 例会当日が、葬儀の日に当たる場合は、例会を中止するものとする。

⑤ 家族死亡の場合

- (イ) 会員家族が死亡したときは、会員全員に通知する。
- (ロ) 会長・幹事はクラブを代表して弔問し弔意を表し葬儀には、会長・幹事が代表して参列するものとする。

⑥ 災害の場合

会員の居住する建物が相当の被害を受けたときは見舞いを贈る。

⑦ 受賞の場合

会員が叙位、叙勲及びこれに準ずる表彰を受けたときは例会で発表し、祝賀を行う。

(2) 会員事業所に関する事項

- ① 創立・増資・新築等の記念事業で全会員に招待がある時はお祝いし、祝い金を贈る。
 - ② 災害等により相当の被害を受けた場合は見舞いを贈る。
- (3) この規定によらない慶弔および見舞い等の場合、或いは疑問がある場合は、理事会に諮って決定する。

第4 事務局職員勤務に関する内規 (2001年7月理事会承認)

事務局職員の雇用就業に係る事項は別に定める「事務局職員就業規程」によるものとする。

第5 退会についての内規

当クラブを退会する場合は、次の手順に従うこと

入会時の推薦者ととともに会長及び幹事に退会の旨を伝える。推薦者が退会していたり、死亡している場合は、会長、幹事にその旨を伝える。
本人からの退会届を会長が理事会に提出して、理事会で承認されて退会となる。

退会時の注意点

退会は理事会の承認を得なければならない。
理事会開催日までに退会届を提出すること(理事会は、その月の第1例会終了後開催される)
退会の日付は本人の希望による。ただし理事会の開催日以前は指定できない。

第6 入会金に関する内規

入会金10万円は、会員数が40名に達するまでは免除することとする。

第7 会費納入の内規

年会費は4回に分けて徴収しているが、納入後の中途退会については会費の返却はしない。

第1期 7月～9月

第2期 10月～12月

第3期 1月～3月

第4期 4月～6月

納入期をまたいで退会処理が行われる場合、次の期の年会費は月割りで徴収される。

(例) 3月の理事会終了後に退会の旨を伝え、退会届を受理しても次回の理事会は4月になるため、第4期の4月分の会費を納めなければならない。

第8 特別事業準備積立金内規

目的 当該積立金は、非経常的事業の準備のため積立を行う

適用範囲 (支出する事業)

- 1、緊急災害時に関する事業の為への支出
- 2、一般会計における予算に計上されていない特別な事業の為への支出
- 3、奉仕活動会計における予算に計上されていない特別な事業のためへの支出
- 4、その他通常予想し得ない特別な事業の為への支出

理事会の承認 上記の支出についてはすべて理事会の承認を得る事を必要とする。

会計・決算 会計年度は7月1日から翌年6月30日までとし、毎年6月末に奉仕会計より所定額を振替、積立を行う。

会計監査 毎年7月に全事業年度の会計監査を受けなければならない。